

東京地方裁判所立川支部 令和2年（ワ）第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(2)

2021年（令和3年）7月9日

（期日：8月16日）

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

第1 本案前の申立て

1 申立の趣旨

請求の趣旨第2項の訴えを却下する
との判決を求める。

2 申立の理由

請求の趣旨第2項は、原告に対する直接かつ公式な謝罪を表明すること及び東大和市議会だよりに判決の主文と謝罪を表明した文の掲載を求めるものであるが、原告が求めるこれらの行為はいずれも東大和市議会がその権限に基づいて行う公法上のもの（公権力の行使に該当するもの）であるから、国

家賠償法4条が準用する民法723条を根拠として、これらの行為を求めることはできない。また、謝罪については、求める内容が抽象的であり、そのような請求は不適法である。

第2 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について

1 第1について

【日本国憲法等について】及び【地方自治法について】は認否の限りではなく、【東大和市議会会議規則について】は、同規則に原告が主張する定めがあることは認め、【当該陳情について】は、第1段落の第1文は知らず、その第2文及び第2段落は認め、第3段落は知らないが、第4段落の第1文及び第2文は認める。ただし、議長は本件陳情を議会運営委員会に諮り、同委員会の決定にしたがって「議長預かり」としたものであり（甲7号証、甲8号証）、そこに規則違反はない。

2 第2（議会運営委員会での扱いについて）について

「2.原告の主張」については、甲6号証、甲7号証及び甲8号証並びに甲2号証に記載の限りにおいて認めるが、そこでの取扱いについての原告の評価は認否の限りではない。

以上